

しあわせプラン2026 関係機関の取組事項一覧

| 基本目標 | 基本施策 | ①市(行政)が取り組むこと | ②市社会福祉協議会が取り組むこと | ③地域住民・団体ができること | ④福祉事業者等ができること |
|--------------------------|----------------------------|--|---|---|---|
| 1 顔の見える支え合いの仕組みづくり | 1 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行います。 ・地域福祉の主体である自治会への加入促進を図り、地域福祉の意識づくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士がお互いに助け合う意識づくりができるように福祉の情報を発信します。 ・多様な人たちが、お互いを理解しあえるような環境を作ります。 ・住民一人ひとりが自分の地域の福祉に関心をもち、支え合いに参加できる地域づくりを支援します。 ・地域共生社会の実現のために制度・分野を超えた包括的な支援体制を目指すため、社会福祉協議会内部の連携と、各分野の関係機関との協働に取り組みます。 ・小中学生や地域住民に福祉教育を推進し、体験や当事者の話を通して多様な価値観・立場を理解する機会を設けます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを深めます。 ・地域の情報に関心をもち、地域の理解を深めます。 ・地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。 ・性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。 ・日常生活を営む上で必要な援助を素直に声に出し、助けられ上手になるよう努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域との大切な連携機会である様々な行事に参加し、福祉情報の提供やサービス事業内容の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。 ・福祉サービスを受ける高齢者や障がい者等が、地域の行事に気軽に参加できるように、情報提供等参加支援に努めます。 ・高齢者や障がいの疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実を努めます。 ・障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障がい福祉サービス利用者や地域住民との交流の場づくりに努めます。 |
| | 2 地域における交流・ふれあいの促進 | <ul style="list-style-type: none"> 小中学校において人権教育を実施するとともに、高齢者・障がい者・外国人・性的少数者等、様々な立場の人との交流や学習、啓発を図り、人権尊重のための姿勢や知識を養います。 地域における見守り・支え合い活動、サロン活動、地域の行事などに子どもから高齢者まで様々な住民の参加を促進する中で、住民相互の助け合いの心を育みます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの交流、ふれあいの場とされた「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」や「コミュニティカフェ」において運営上の課題を整理し、今後も継続していくための方法や新たな運営方法を検討します。 ・社会福祉センターを住民福祉活動の拠点として安全・安心・快適に地域の誰もが気軽に交流・活動が出来る場所とします。 ・住民同士が気軽に集える場所づくりを支援します。 ・お互いさまの活動を啓発し、促進します。 ・様々な活動の拠点や社会資源等と連携を図り、NPO法人や企業等による交流・ふれあいを促進します。 ・地域の福祉推進委員との情報交換を行い、地域における交流・活動の促進を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくりまします。 ・地域の行事において、参加者と運営者との顔の見える交流を推進し、行事の活性化、担い手の確保に努めます。 ・子育ての当事者は、子育てサロンや子育てサークルに参加するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。 ・安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえよう努めます。 ・地区の公民館等を地域の交流の場として活用していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。 ・福祉サービス利用者や地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。 ・様々な機会を通じて、自治会への加入を勧めます。 |
| | 3 地域における支え合いとボランティア活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における支え合いの基礎となる地域コミュニティ活動の活性化を図ります。 ・地域活動の担い手の確保に努めます。 生活支援コーディネーターを中心に、社会資源の発掘や地域における助け合いの仕組みづくりに取り組む。また、様々な関係機関とのネットワーク構築を図ります。協議体※を継続的に実施し、地域課題の整理及び関係機関での共有、課題解決への取組の検討を行います。（「春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画」より引用） 国が推進する重層的支援体制整備事業※の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。 民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。 ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。 学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。 自治会やボランティア団体・有志団体が主体となって行う取組に対する支援を継続し、住民参加型事業の充実を図り、協働のまちづくりを推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所のつながり活動の中で近所の人を気にかける活動を啓発し、関心をもってもらう取組を進めます。 ・地域の課題を自分ごととして考え、ときに支え、ときに支えられる「お互いさま」の関係を築き、地域の方で解決できるよう努めます。 ・多くの人がボランティア活動に触れる機会が持てるよう工夫します。 ・若い世代のボランティアの掘り起こしと育成に努めます。 ・ボランティア活動者に対して、活動に対する助言・相談、フォローアップなどきめ細かに対応します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気にかけます。 ・頼まれごとをされた時に出来る範囲でお手伝いをします。 ・困りごとがあった時に近くにいる人に助けを求めます。 ・自らが福祉サービスの受け手であると同時に、支え手であることを意識します。 ・地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始める声かけ、安否確認など交流を活発にします。 ・民生委員・児童委員や自治会等の役割を理解し、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換を行います。 ・子どもたちが参加できるボランティア活動を推進し、様々な体験を通じた自己肯定感の向上を促すとともに思いやりの心を育てます。 ・地域の中の困りごとを地域の中で解決することが出来ないか検討します。 ・地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域と連携し、体験学習等を通じた交流を図ります。 ・福祉サービス利用者や地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。 ・ボランティアの受け入れを積極的にし、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。 |
| 2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり | 1 きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> 広報紙への掲載や出前講座の開催等により、福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者の情報等、分かりやすい情報提供を継続していきます。 総合的、専門的かつ複層的な支援を必要とする事案に対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談支援体制の強化を図ります。 複層的な課題を抱える困難事例等の解決について、相談機関が連携した会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応(サービス)が提供できるよう、包括的相談支援体制の充実を図ります。 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するために、自治会、社会福祉協議会、介護サービス事業所、民生委員・児童委員など、多くの関係機関と協力して対応する体制を構築します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの相談を受け、内容により複数の担当間でケース検討を行い、支援につなげます。 ・市の広報紙や市社会福祉協議会の広報誌の他、回収板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。 ・幅広い相談に対応できるよう法律専門職やカウンセラー等の専門家との連携を取り、相談の提供を行います。 ・住民からのどこに相談すればいいかわからない、うまく言えない不安やお困りごとを様々な方法で受け付け、気軽に話せる環境・体制を作ります。 ・地域住民に関わりながら、相談を受け止める支援としてアウトリーチに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとがあり、自分だけで解決できないときには誰かに相談します。 ・市の広報紙や市社会福祉協議会の広報誌の他、回収板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。 ・地域住民、民生委員・児童委員や近隣の福祉施設などとの交流を通じて、地域情報の共有に努めます。 ・気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市相談窓口など関係機関に相談します。 ・ご近所のつながり活動の担い手を確保して活動を推進することで、支援を必要としている住民の状況把握に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。 ・関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。 |
| | 2 隙間のない継続的支援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する重層的支援会議を設置し、連携体制を確立します。 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添った歩み支援を推進します。 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。 介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない状況のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源づくりを検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関連携会議等に生活支援コーディネーターが参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。 ・生活課題の把握から新たな社会資源の発掘、開発を行います。 ・制度の隙間を補える支援活動のために新たな人材発掘を行います。 ・住民同士で助け合える生活支援の取組を促進します。 ・おたすけサービス(生活支援サポーター)による生活援助を継続して行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関してよく説明を開き、自分のニーズに合うかどうかよく考えて利用します。 ・サービス事業者に関することや苦情対応についての情報の共有化を図ります。 ・気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市の相談関係機関に相談します。 ・日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見に努めます。 ・虐待やDVと思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や市の福祉担当課、こども家庭センター、地域包括支援センター、男女共同参画センター等に通報します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議に専門的な立場での参加・協力を行い、支援体制の構築やネットワークの強化に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。 |
| | 3 権利擁護の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な人に必要な情報が届くよう、事業者情報も含めた福祉サービスに関する情報発信に努めます。 成年後見制度利用促進基本計画(本計画書第6章)に基づき、制度の利用促進を図ります。 苦情解決の仕組みを周知し、問題があった場合の迅速な解決を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉あんしんサービス事業を周知し、権利擁護の必要性を伝えることで支援が必要な人の発掘、支援を行います。 ・権利擁護を必要とする人が適切に支援につながるよう、福祉や司法などの幅広い職種と連携し、本人の意思決定支援に努めます。 ・福祉や介護の困りごとを専門機関と連携し、つなぐ支援に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスに関してよく説明を開き、自分のニーズに合うかどうかよく考えて利用します。 ・サービス事業者に関することや苦情対応についての情報の共有化を図ります。 ・気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市の相談関係機関に相談します。 ・日常の見守り活動を通じて、虐待やDVの早期発見に努めます。 ・虐待やDVと思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や市の福祉担当課、こども家庭センター、地域包括支援センター、男女共同参画センター等に通報します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。 ・サービス契約時の事前説明等、契約当事者としての説明責任を果たします。 ・苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置等、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。 ・施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。 ・職員に対する人権研修を行うなど、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。 |
| 3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり | 1 地域における健康づくり・介護予防の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。 健診などの健康情報を活用しながら住民の継続的な健康づくりを支援していきます。 食生活改善推進員など、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。 介護予防や生活習慣病予防に関する健康教育などの充実に努め、基本的な知識や実践方法についての普及や住民の意識の啓発に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ナギの木苑で講座や体操、参加型レクリエーションを実施し、フレイル予防や他者との交流の場の提供に努めます。 ・「ふれあい・いきいきサロン」などで介護予防を進めます。 ・自身の健康づくりや介護予防について住民の関心が高まるよう講座の企画や周知を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回は健康診査を受け、健康状態のチェックを行います。 ・医師などの専門家や医療機関の発信する情報を基に日ごろの生活習慣を改善するなど、健康づくりや介護予防への意識を高めます。 ・地域で開催されているふれあい・いきいきサロン等に参加し、地域住民と親しくすることで身近なところにある楽しみを見つめます。 ・自分のライフスタイルに合った健康づくりや趣味活動、楽しみを発見し、実践し続けます。 ・隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する情報を提供することにより、住民の意識の向上を図ります。 |
| | 2 生きがい活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会を充実するとともに、地域福祉活動の推進役の養成を図るなど、住民が地域で生きがいを持って取り組む住民活動を支援します。 ・高齢者や障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、各種ボランティアを養成し、活動を支援します。 高齢者の能力や経験を活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、生きがいづくり及び就労機会の確保に努めます。 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室やイベントなどを実施しながら、活動の普及・推進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において活躍できるような仕組み、担い手づくりの取組を進めます。 ・ボランティア活動に参加することにより、生きがいや健康づくりにつながるなどの啓発を行います。 ・退職した人が持つ経験や知識等を活かせる、生きがいづくりにつながる支援を行います。 ・ボランティアは誰でも気軽に参加することができる活動と分かるよう、活動事例や紹介を行い啓発します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることのできる場を探します。 ・自らの技術や経験を次世代に伝え広めます。 ・地域住民の特技や経験を、多くの人に伝え広めることのできる機会を作ります。 ・生きがい活動が出来ている人はそのやりがいや楽しさを周りの人に伝えます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。 ・サービス利用者が生きがいを感じる活動が行えるようなプログラムを実施します。 |
| | 3 孤立状態にある人への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の居場所づくりのため、各関係機関が連携しながら、交流の場の確保や支援に努め、孤独・孤立を防ぎます。 年齢により区切ることなく、福祉・医療・教育・労働分野の連携を深め、一人ひとりに寄り添った相談支援を行っています。 孤独・孤立の状態にある人、世帯へ、社会とのつながりを取り戻せるような支援体制を充実します。また、地域住民への孤独・孤立に関する正しい知識の啓発に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的に孤立している人が社会とのつながりを実感できるように、自律に向けた支援につなげます。 ・生活困窮者に対して生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立支援事業との連携充実を行います。 ・社会との関わりが希薄な人に対して社会参加や就労体験ができるように協力企業・事業所を開拓します。 ・ひきこもり状態にある人とその家族が社会参加できる環境づくりに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけの「ほどよい距離感」での負担のない関わりを心がけます。 ・「居てくれるわけではない」「一人ひとりが背景が違う」ということを理解し、偏見のない地域づくりを心がけます。 ・ひきこもり状態にある人や世帯を把握したときは、必要に応じ専門相談機関等へ情報提供を行い支援に繋げます。 ・地域団体(自治会・NPO・ボランティアなど)で、ひきこもり状態にある人がふらっと参加できるゆるやかな「居場所」の環境づくりに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者(ひきこもり状態にある人)の状況に合わせた生活改善や自立に向けた支援、相談等を行います。 ・ひきこもり支援に関わる専門的な知識と技術について人材育成を行い、支援の質の向上に努めます。 |
| 4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり | 1 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> 災害時の安全を確保できるように、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。 感染症対策用品(間仕切り、簡易ベッド、自動ラップ式トイレ、マスクなど)も含めた必要な物資の備蓄数を確保するとともに、災害弱者に配慮した物資の確保も行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民や企業、関係機関と連携し、住民の買戻を察知した場合の相談や通報ができる見守りネットワークの構築を図ります。 ・災害発生時の対応策を考え、マニュアル作りを行います。 ・AIを活用した見守りシステムや自立した生活が送れるようなサポートの検討を行います。 ・日頃の見守り活動が、災害発生時にも気にかける地域づくりにつながることを啓発し、緊急・災害時に対応できる近隣のつながりづくりを支援します。 ・災害ボランティアセンターの設置、運営体制の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことのできる防災体制を整えます。 ・防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、把握している避難行動要支援者への支援に配慮した防災体制の点検を行います。 ・日頃から高齢者や障がい者等を意識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、地域で取り組んでいるご近所のつながり活動に積極的に協力します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。 ・事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者等に配慮した避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。 |
| | 2 地域における見守り・防犯活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 警察、地域、関係団体と連携し、情報の共有を図るとともに、発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の窓口と被害については、シニアクラブ連合会や民生委員児童委員連合協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。 地域の見守りを行う「ついで隊」事業の周知を図り、自主防犯活動への参加を促します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する犯罪の被害情報や対策について、地域への啓発と周知に努めるとともに、犯罪を未然に防ぐことができるような地域ネットワーク活動の支援に努めます。 ・犯罪被害者の防止に取り組むとともに、被害にあった場合の相談や援助ができるよう、消費生活相談員や関係機関との連携強化に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への参加を促し、積極的に参加します。 ・犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を地域で共有します。 ・安全パトロールを充実させ、自分たちの地域は自分たちで守ります。 ・登下校の時間帯に合わせた買物や犬の散歩等を行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。 ・子どもが知らない人からの「声かけ」や「つきまとい」などの被害を受けた時に、助けを求めて逃げ込むための場所を提供する「子ども110番の家」の取組に協力します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、被害に遭っていると疑われる利用者に対する声掛けを行います。 ・地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。 |
| | 3 ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の窓口と被害については、シニアクラブ連合会や民生委員児童委員連合協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。 地域の見守りを行う「ついで隊」事業の周知を図り、自主防犯活動への参加を促します。 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「福岡県福祉のまちづくり条例」、「春日市都市計画マスタープラン」に則り、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 移動支援サービスなど、外出支援の仕組みが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方法がないか検討します。 ごみ出しのマナーやペットの適正な飼育など生活環境の保全に関して、住民と地域への啓発を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業や活動を行う時は、誰もが情報に接しやすく、申込みが気軽にできる、利用しやすい、などともってもらえるような配慮を行います。 ・多様な人たちの声を取り入れたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ・外出支援のサービスを安定的・継続的に提供することができるよう、人材の発掘・育成に努め、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活を続けることができるように支援していきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校や商工会等と連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善策を検討します。 ・駐車や駐輪をしている車両が杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げとなることのないよう努めます。 ・自分の買物のついでに、買物困難者の買物を代行するなど、地域で支え合いの関係を築きます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者等の居室内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。 ・ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。 ・居宅改修に際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。 ・サービス利用者への迷込に努めます。 ・買物困難者をターゲットとした移動販売や宅配等、販売方法の多様化に努めます。 |